

資料編

明和町開発計画審議会条例

昭和 45 年 7 月 15 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、明和町開発計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、明和町開発計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行なう。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 38 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱または任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町の職員
- (5) 町の区域内の公共的団体の役員または職員
- (6) 学識経験者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱または任命された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長をおき、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 明和村新村建設審議会設置条例（昭和33年明和村条例第10号）は、廃止する。

明和町開発計画審議会委員名簿

職名	氏名	選出区分
会長	矢島修一	策定委員会委員長
副会長	富塚基輔	町議会議長
〃	落合芳雄	区長会長
委員	栗原孝夫	町議会副議長
〃	野本健治	〃 総務産業常任委員長
〃	川島吉男	〃 〃 副委員長
〃	藺田繁	〃 〃 委員
〃	堀口正敏	〃 〃 委員
〃	関根愼市	〃 〃 委員
〃	斎藤一夫	〃 文教厚生常任委員長
〃	田口晴美	〃 〃 副委員長
〃	奥澤貞雄	〃 〃 委員
〃	今成隆	〃 〃 委員
〃	岡安敏雄	〃 〃 委員
〃	梁瀬忠興	斗合田区長
〃	小林正敏	下江黒区長
〃	小牧貫次	上江黒区長
〃	酒井義雄	千津井区長
〃	須永賢一	江口区長
〃	都築登	田島区長
〃	久保口敏夫	南大島区長
〃	堀口愼一	新里区長
〃	島田吉雄	中谷区長
〃	川島三男	梅原区長
〃	鯉沼寛治	川俣区長
〃	小川裕永	大輪区長
〃	金子滋	入ヶ谷区長
〃	田口博重	矢島区長
〃	篠木嘉一	大佐貫区長
〃	坂上正	農業委員会会長
〃	藺部正男	〃 代理
〃	小池清	邑楽館林農協組合長
〃	竹内弘明	教育委員長
〃	鈴木恵	教育委員
〃	始澤昭	商工会長
〃	柿沼栄	〃 副会長
〃	明石政子	〃 女性部長
〃	吉永清重	役場総務課長

第6次明和町総合計画策定及び明和町都市計画マスタープラン改定要領

この策定及び改定要領は、第6次明和町総合計画（以下「新計画」という。）の策定及び明和町都市計画マスタープラン（以下「都市マス」という。）の改定を円滑に行うために必要な基本的事項を定めるものです。

1. 策定及び改定の趣旨

本町では、平成17年3月に平成26年度を目標とした第5次明和町総合計画を策定し、将来像を「水と緑豊かな活力ある明和町」と定め、これを基本に行政各分野にわたる諸施策の推進を図りました。

この間、本町を取り巻く社会環境は、少子高齢社会の進行、長期に渡る経済状況の低迷、市町村合併の促進や地方分権改革の本格化、安心・安全に対する関心の高まりなど急激な変化が起きています。

こうした諸状況の変化を的確に捉え、かつ長期的視野に立って、第5次総合計画を見直し、新たなビジョンを構築する必要があります。つきましては、平成27年度を初年度とし、平成36年度を目標年度とする新計画を策定するものです。

また、都市マスは、平成4年の都市計画法の改正により、住民に最も身近な都市計画に関する基本方針を定めることが義務づけられ、おおむね20年後の長期的視点に立って、都市全体の将来像及び都市づくりの基本的な計画を策定するものです。

本町の都市マスは、平成17年度を初年度とし、平成36年度を目標年次として定められたもので、中間年次である平成26年度には、新たな総合計画との調整を図るとともに、社会経済状況の変化に弾力的に対応するため、改定するものです。

2. 基本目標

新計画では、本町の輝かしい歴史と伝統を踏まえながら、町を取り巻く時代の動きの中で、さまざまな課題に対応するため住民と行政が協働しながら、将来のまちづくりの方向性を定め、今後10年間に実施すべき施策を総合的かつ計画的に展開するものです。

都市マスでは、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョ

ンを確立し、本町のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、目指す都市像を実現しようとするものです。

3. 基本的課題

新計画において、上記基本目標を達成するため、主要な柱として、基本的課題を設定します。

都市マスでは、新たな総合計画に合わせて、基本的課題を見直します。

4. 性格と役割

新計画では、本町の将来像を定め、これを実現するための施策を地域住民の総意を結集して策定するとともに、町政の整合性を確保し、行財政の効率的運営に資するものです。

都市マスは、全体構想の中でどのような都市を目指すかを、本町の市街地像等で示すとともに、土地利用、都市施設、市街地開発事業においておおむねの配置、規模等を示し、住民が個々の都市計画における町全体の中での位置づけと役割を理解できるようにするものです。

5. 期間と構成

(1) 期間	新計画	都市マス
目標年次	平成 36 年度	平成 36 年度
初年次	平成 27 年度	平成 17 年度
中間年次	平成 31 年度	平成 26 年度

(2) 構成

新計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画とします。

・基本構想

本町の特性を踏まえ、将来の明和町のあるべき姿を明らかにし、その実現のために必要なまちづくりの基本的方針を明らかにした構想で、基本計画の根幹となるものです。

・基本計画

基本計画は、基本構想で明らかになった将来像の実現に向かって、その課題と施策をさらに具体的にまとめたものです。

・実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、毎年度向こう3年間を期間とするローリング方式により事業実施のための計画を策定し、毎年度の予算編成の指針とするものです。

都市マスの構成は次に掲げるとおりです。

- ・都市マスの概要
- ・町の現況と課題
- ・住民ニーズ
- ・全体構想

都市づくりの将来像と目標を定め、都市構造、土地利用、道路整備、公園・緑地整備、下水道整備、その他都市整備に関する部門の整備方針を明らかにするものです。

- ・地域別構想

全体構想に示された整備の方針を受け、地域の特性に応じた整備方針を明らかにするものです。

6. 策定及び改定の方法等

新計画策定及び都市マス改定にあたっては、正確な現状分析に基づいて適切な目標を定めるべきであり、そのためには、次の方法によって計画策定及び改定にあたるものとします。

(1) 現状分析

町勢の概況、自然的条件、社会的条件、経済的条件、土地利用及び国、県、地域等の諸計画等を動的に捉え、現状を分析します。

(2) 町民参加の推進・アンケート調査の実施

- ・地区懇談会の実施
- ・パブリックコメントの実施
- ・明和町開発計画審議会の開催（新計画）
- ・明和町都市計画審議会の開催（都市マス）
- ・その他民意の反映

(3) 庁内体制

新計画策定及び都市マス改定作業は、町の行政組織をあげて取り組むこととし、これを能率的に推進するため「第6次明和町総合計画策定及び明和町都市計画マスタープラン改定委員会」を設置し、原案作成にあたります。

第6次明和町総合計画策定及び明和町都市計画マスタープラン 改定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この規程は、第6次明和町総合計画の策定及び明和町都市計画マスタープランの改定をするにあたり、その原案を適正かつ円滑に作成するため、第6次明和町総合計画の策定及び明和町都市計画マスタープランの改定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その事務の円滑なる推進を図ることを目的とする。

(策定委員会)

第2条 策定委員会は、第6次明和町総合計画及び明和町都市計画マスタープランの原案の作成に当たる。

- 2 策定委員会は、副町長、教育長及び各課（局）長、会計管理者をもって構成する。
- 3 策定委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。
- 4 委員長は、副町長の職にある者、副委員長は、教育長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を統括し、これを代表する。
- 6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(専門部会)

第3条 第6次明和町総合計画及び明和町都市計画マスタープランの原案作成を迅速かつ円滑に行うため、委員会の補助組織として専門部会を置く。

- 2 専門部会は、担当部門における現状調査、分析と将来構想、基本計画の素案を策定する。
- 3 専門部会は、各課（局）長・会計管理者・課長補佐・係長及び係長代理の職にある者をもって構成する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、策定委員会委員長が指定した者があたる。

(運営)

第4条 策定委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 策定委員会は専門部会と合同会議をもつことができる。
- 3 策定委員会の庶務は、企画財政課・都市計画課で行う。

(資料等の提供)

第5条 部会長は、原案作成のために参考と思われる資料を作成したときは、策定委員会委員長に提供するものとする。

2 策定委員会委員長は、原案作成のために参考と思われる資料を作成したときは、速やかに各部会長に提供するものとする。

(関係職員等の出席)

第6条 策定委員会及び専門部会に必要があるときは、関係職員及び知識経験者を招き、意見等を聞くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年2月26日から実施する。

第6次明和町総合計画策定委員会名簿

平成26年度

職名	氏名	選出区分	備考
委員長	矢島修一	副町長	
副委員長	鍵田範雄	教育長	
委員	吉永清重	総務課長	
”	福島義雄	税務課長	
”	小林雄司	企画財政課長	
”	蓮見幸夫	住民福祉課長	
”	高瀬静子	健康づくり課長	
”	立川明浩	環境水道課長	
”	篠木真一郎	経済建設課長	
”	瀬下嘉彦	都市計画課長	
”	小平健一	会計管理者	
”	奈良英雄	議会事務局長	
”	野木村崇	学校教育課長	
”	落合康秀	生涯学習課長	

第6次明和町総合計画策定事務局

企画財政課（企画政策係）

都市計画課（都市計画係）

第6次明和町総合計画専門部会名簿

平成26年度

部会名	部会長	副部会長	部会員
生活環境部会	吉永清重	立川明浩	田口明利
			北島充
			大室直樹
			森和之
保健福祉部会	蓮見幸夫	高瀬静子	始澤稔
			牛久保正和
			柿沼康修
			関口峰之
			萩原佳代子
			高柳順子
教育文化部会	落合康秀	野木村 崇	清水靖之
			阿久戸玲子
			篠木正和
			吉田博之
			篠木弘樹
			村田安正
			島田 聡
都市産業部会	篠木眞一郎	瀬下嘉彦	高際伸互
			荒井信行
			篠木加仁
			川辺 登
			高瀬 磨
			庭田泰好
			石川三郎
行財政部会	小林雄司	吉永清重 福島義雄 奈良英雄 小平健一	須藤 武
			島田欣重
			蘭部賢司
			宮田高志

